

南相馬市の皆さんへ

福島原子力発電所事故から
15年が経過しています

原発事故の
損害賠償の請求は
まだ間に合います

気になることがあれば
お早めにご利用ください

記憶が
薄れてしまう前に

関係資料が
散逸してしまう前に



文部科学省 原子力損害賠償紛争解決(ADR)センターが
南相馬市と連携して 健康診断会場に出張窓口を開設します
弁護士等の専門家とその場で話をして 申立てをすることができます

日	月	火	水	木	金	土
			7月 1 原町	2 原町	3	4 原町
5	6 原町	7 原町	8 原町	9	10	11
12	13	14	15 鹿島	16 鹿島	17	18
19	20	21	22	23 鹿島	24 鹿島	25 鹿島
26	27	28	29	30 原町	31 原町	8月 1 原町
2	3	4	5 原町	6 原町	7 原町	8
16	17 原町	18 原町	19 原町	20	21	22
23	24	25 小高	26 小高	27 小高	28	29
30	31 原町	9月 1 原町				

2026年(令和8年)

会場とADR受付時間

鹿島:
鹿島保健センター
8:30~14:30

小高:小高保健福祉センター
8:30~14:30

原町:サンライフ南相馬
8:30~14:30

予約不要
ご利用は無料

南相馬市以外の方でもご利用できます。健康診断を受診されない方でもご利用できます。

国の機関であるADRセンターでは
無料で話し合いによる和解の仲介をします

裏面を
ご覧ください

ADRセンター相双支所
(南相馬市役所北庁舎2階)でも
平日は毎日、申立ての受付を
しています

ここの2階です
※予約不要
9時~17時



平日昼間には時間が取れない方は

平日夜間・土曜窓口 をご利用ください

2027年3月までの偶数月 第1土曜日 奇数月 第1水曜日

対面(福島事務所へ来所)
*郡山駅徒歩5分

避難先や ご自宅からも
利用できます



予約
優先制



電話

完全予約制(先着順)

オンライン(Zoom会議)

詳細はこちらから



お問い合わせ先



0120-377-155 (平日10時~17時)

文部科学省 原子力損害賠償紛争解決(ADR)センター

例えばこのようなご事情はありませんか？ ADRで賠償が認められた事例があります

家族が離れ離れになり
二重生活となった



長年 南相馬市に居住し
地域との結びつきが強い



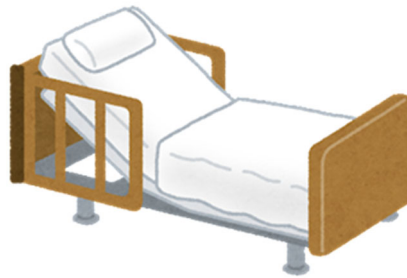
乳幼児の世話をしながら
避難生活を送った



避難により
職を失った



避難により
健康状態が悪化した



持病や障害を
抱えながら避難した



自宅の
除染作業を行った



自家消費していた
野菜や米を作れなくなり
生活費が増加した



避難により農機具が
管理できず使用不能となった



避難時に持ち出せなかった
高額家財(ピアノ・ひな壇・着物等) があった



墓石の修理費用や
移転費用がかかった



「自分も該当するかも」と思った方は
ADRセンターへの和解仲介の申立てをご検討下さい